

南相馬市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体に対する監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和7年1月29日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

令和6年度

財政援助団体監査報告書

南相馬市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の主な実施内容	2
5	監査の期間	2
6	監査の結果	2
(1)	書類審査の結果	3
(2)	抽出団体監査の結果	5
①	北町1地域猫	5
②	朝日座100周年記念事業実行委員会	8
③	生涯学習講演会実行委員会	10

監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

令和5年度において市が補助金等の財政的援助を与えている団体等

3 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおりです。

項 目		着 眼 点
団体関係	1 財政援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	(1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に成果をあげているか。 (2) 補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。
	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	(1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 (2) 事業計画書、予算書及び決算書等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 (3) 補助金等の額の確定、精算は適正に行われているか。精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。	(1) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。 (2) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (3) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 (4) 会計処理上の責任体制が確立されているか。
所管課所関係		(1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。 (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。 (3) 補助金等の交付目的、対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。 (4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (5) 補助金等交付の効果及び条件履行の確認は、実績報告書等により行われているか。 (6) 補助金等交付団体に対する指導及び指示は適切に行われているか。 (7) 補助金等交付の目的、効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

4 監査の主な実施内容

(1) 補助金、交付金、利子補給金等すべてを対象とした書類審査

令和5年度において市が補助金等の財政的援助を与えている団体等の関係書類を閲覧し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づき、補助金等の交付決定、実績報告の審査、額の確定等の事務手続が適正に行われているかどうかなどについて審査を行いました。

(2) 抽出団体監査

上記(1)の中から3団体を抽出し、当該団体から関係書類、会計帳簿等の提出を求め、交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて詳細に監査を行いました。

5 監査の期間

令和6年10月29日～令和7年1月28日

6 監査の結果

監査した結果は、次のとおりです。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促しました。

(1) 4-(1)すべてを対象とした書類審査の結果

① 補助金等による財政的援助の状況

令和5年度において、補助金、交付金、利子補給金等の名称で財政的援助を与えているものは、総件数で7,676件、総額で3,797,771,747円でした。

この内訳は、1件当たりの交付額、10万円未満のものが5,288件(総件数に占める割合68.9%)、10万円～50万円未満のものが1,716件(同22.4%)、50万円～100万円未満のものが255件(同3.3%)、100万円～500万円未満のものが310件(同4.0%)、500万円～1,000万円未満のものが41件(同0.5%)、1,000万円以上のものが66件(同0.9%)でした。

② 書類審査の結果

専決処理を適正に行うべきもの

下記に記載した事業について専決区分に誤りがありました。今後は財務規則を確認し、適正に処理するようにしてください。

指導事項等	補助金等の名称	担当課
交付決定の際、副市長専決(50万円以上)の決裁を得ていなかったもの	民間保育所等給食食材費補助金	こども育成課
交付決定の際、部長専決(50万円以上)の決裁を得ていなかったもの	社会福祉施設等物価高騰対策事業補助金	社会福祉課
	地域猫活動事業補助金	環境政策課
	医療施設等物価高騰対策事業補助金	健康政策課
	結婚新生活支援事業助成金	こども家庭課
	イノベ重点分野実証実験支援事業助成金	商工労政課
	農林水産業振興事業(多様な担い手育成・確保事業(移住就農者家賃支援事業)補助金	農政課
額の変更の際、部長専決(50万円以上)の決裁を得ていなかったもの	健康福祉まつり事業補助金	社会福祉課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	こども家庭課
額の確定通知の際、部長専決(50万円以上)の決裁を得ていなかったもの	健康福祉まつり事業補助金	社会福祉課
	地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金	商工労政課
	農林水産業振興事業(市単独土地改良事業)農道整備事業補助金	農林整備課
交付決定において、部長専決(50万円以上)の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	共同墓地環境整備事業補助金	環境政策課
	地域猫活動事業補助金	環境政策課
	健康福祉まつり事業補助金	社会福祉課
	社会福祉施設等物価高騰対策事業補助金	社会福祉課
	医療施設等物価高騰対策事業補助金	健康政策課
	レクリエーション協会運営事業補助金	スポーツ推進課
	結婚新生活支援事業助成金	こども家庭課
	ロボット機器導入促進事業補助金	商工労政課
	イノベ重点分野実証実験支援事業助成金	商工労政課

交付決定において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	農林水産業振興事業（多様な担い手育成・確保事業（移住就農者家賃支援事業）補助金	農政課
	木造住宅耐震改修支援事業補助金	建築住宅課
	集会施設整備事業補助金	小高区地域振興課
額の変更において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	健康福祉まつり事業補助金	社会福祉課
	小学校音楽・スポーツ大会等選手派遣事業補助金	学校教育課
額の確定通知において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	共同墓地環境整備事業補助金	環境政策課
	健康福祉まつり事業補助金	社会福祉課
	地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金	商工労政課
	農林水産業振興事業（有害鳥獣被害防止総合対策事業（捕獲活動技術向上支援事業）補助金	農政課
	農林水産業振興事業（市単独土地改良事業）農道整備事業補助金	農林整備課
	政務活動費交付金	議会事務局

交付要綱に基づき、適正に処理すべきもの

下記に記載した事業について、交付申請又は実績報告時の添付書類が不足していました。交付条件に従って実施されているか、慎重に審査のうえ適正な事務処理をしてください。

ア 南相馬市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱第9条において、実績報告書の添付書類として成果品若しくはその写し又は事業実施時の写真添付を定めているが、行政区からの提出を受けていなかったもの。

地域の絆づくり支援事業補助金(雲雀ヶ原二西・東行政区) 担当課:コミュニティ推進課

イ 南相馬市鹿島区不採算地区公的病院等運営費補助金交付要綱第5条において、交付申請書の添付書類として前年度病床数及び申請年度の病床数の増減が分かるものと定めているが、書類の添付がなかったもの。

鹿島区不採算地区公的病院等運営費補助金 担当課:健康政策課

補助金等の交付については、地方自治法232条の2の規定により、公益上必要があると認められた場合において補助することができるものと規定されています。

公益上の必要性や事業の目的等、担当所管課の責務において公平公正な視点を持って十分に精査を行い適正に対処してください。

また、補助金等が、本来の目的達成のため有効に使われるよう、補助交付団体との連携及び指導にも注力し、補助金等の成果向上につながるよう検証をしてください。

(2) 抽出団体監査の結果

① 北町1地域猫

ア 補助金の名称及び事業の概要等

所管課名	環境政策課
1. 補助金等の名称	地域猫活動事業補助金
2. 交付団体名	北町1 地域猫
3. 対象事業の目的	地域住民が主体による野良猫の繁殖抑制など適正な飼育管理を通じて、地域住民の快適な生活環境の保全に資するため。
4. 対象事業の内容	飼い主のいない猫の不妊去勢手術、決められた場所で給餌や給水を行い排せつ物の処理や周辺の清掃、啓発チラシを作成し地域住民へ回覧 など
5. 補助金等の交付目的	飼い主のいない猫を適正に管理する活動に取り組む団体を支援するため。
6. 補助金等効果	飼い主のいない猫が減少、不特定多数の住民宅で糞尿被害の軽減、エサの散乱や腐敗による環境悪化の防止 など
7. 支出根拠法令名	南相馬市地域猫活動事業補助金交付要綱
8. 交付補助金額	500,000円

イ 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	補助金申請時 予算額(A)	決算報告時 予算額	決算額(B)	比較増減 (B-A)	備 考
市 補 助 金	500,000	500,000	500,000	0	
自 己 資 金	81,000	0	487,072	406,072	
合 計	581,000	500,000	987,072	406,072	

支 出

(単位：円)

項 目	補助金申請時 予算額(A)	決算報告時 予算額	決算額(B)	比較増減 (B-A)	備 考
医 療 費	360,000	300,000	606,465	246,465	※上限300,000円
地 域 猫 活 動 費	161,000	150,000	328,043	167,043	※上限150,000円
調 査 啓 発 活 動 費	60,000	50,000	50,444	△ 9,556	※上限50,000円
そ の 他	0	0	2,120	2,120	補助対象外経費 地域猫活動費2,113円 調査啓発活動費 7円
合 計	581,000	500,000	987,072	406,072	

収入支出差引残額 0円



監査精査後

支 出

(単位：円)

項 目	補助金申請時 予算額 (A)	決算報告時 決算額	監査精査後 決算額 (B)	比較増減 (B-A)	備 考
医 療 費	360,000	606,465	606,465	246,465	
地 域 猫 活 動 費	161,000	328,043	321,467	160,467	6,576円誤り
調 査 啓 発 活 動 費	60,000	50,444	50,444	△ 9,556	
そ の 他	0	2,120	2,120	2,120	
	581,000	987,072	980,496	399,496	

ウ 監査の結果

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、補助金交付額に変更は及ぼさないものの、下記のとおり改善を要する事項が認められました。今後は、適正な事務処理を行ってください。

(ア) 交付決定通知書・事業計画変更について

事業費については、交付申請時予算額から実績報告時の決算額が約10分の7の増加となっていました。地域猫活動事業補助金交付決定通知書には、交付条件として事業費又は事業量の変更について記載されておらず、事業計画変更承認申請が行われていませんでした。

補助対象経費となる医療費、地域猫活動費、調査啓発活動費の各区分においては上限が設けられており交付金額の変更はありませんが、補助金決定通知時の交付条件について明確にすべきだと考えます。

また、補助上限を超過した事業費については団体の自己資金で賄われることになり、大幅な事業費増額により団体の負担が増加することが懸念されます。所管課は途中経過の状況把握など交付申請時の計画と大きく変更が生じる場合の対応について確認し、あわせて計画的な事業の遂行ができるよう指導をしてください。

(イ) 実績報告書・収支報告書等について

地域猫活動費経費において、補助対象年度とならない日付の領収書 (6,576円) が補助対象経費に含まれていました。

また、実績報告書では、収支精算書において収入、支出ともに今年度予算額と補助金交付申請時の予算額が相違し、地域猫活動実施済野良猫数においては、報告書記載数と領収書上の実施数に相違がありました。実績報告においては、関係帳票等との突合を行い適正な審査をしてください。所管課においては、団体に対し、適正な事務処理となるよう指導をしてください。

(ウ) 概算払いの請求時期について

補助金が6月6日に概算払いされていますが、5月10日～27日に実施した9件の不妊去勢手術費については、入金まで医療機関への支払いが保留状態となり7月4日にまとめて支払われていた状況が確認されました。補助金交付申請、概算払い請求時期を踏まえた上で、補助事業が計画的に実施されるよう団体へ指導してください。

(エ) 事務執行について

令和4年度から開始されている補助事業で、団体、所管課職員の地道な取組で地域猫の減少に寄与していると認められますが、補助事業の業務のうち特に実績報告においては、担当職員が団体から提出された多くの領収書を基に精算のためのデータ作成や補助区分の整理などを担い、所管課の業務量が多く負担となっている状況でした。事務の負担軽減のため、団体の事業管理方法などを見直すなど検討すべきではないかと考えます。

② 朝日座100周年記念事業実行委員会

ア 補助金の名称及び事業の概要等

所管課名	観光交流課
1. 補助金等の名称	朝日座100周年記念事業補助金
2. 交付団体名	朝日座100周年記念事業実行委員会
3. 対象事業の目的	2023年7月23日に開館100年を迎えた朝日座(国登録有形文化財)の朝日座100周年記念事業「朝日座100年祭」を実施し、名画座としての歴史的な価値と、人が集うまちづくりの場としての価値を県内外の方々に周知していくため。
4. 対象事業の内容	2023年に100周年を迎えた朝日座には数多くの財産が眠っており、その中でも朝日座で上映を行った際のポスターが数多く保管されております。100周年を迎えるにあたり朝日座の財産でもあるポスターを厳選し、「朝日座100年祭 大ポスター展」(仮称)を銘醸館で開催いたします。朝日座ファン、映画ファンに朝日座を再度認識していただき、さらに朝日座のこれからの100年として、新しい朝日座の利用方法を考え朝日座で音楽ライブを実施する。
5. 補助金等の交付目的	歴史的、文化的に貴重な地域資源である朝日座が、令和5年に100周年を迎えるにあたり、市内外に朝日座の魅力を発信するイベント等を実施する朝日座100周年記念実行委員会に対し、補助金を交付する。
6. 補助金等効果	朝日座ポスター展の実施 (2024年1月6日～14日)、延べ485名入場 朝日座ライブの実施 (2024年3月9日)94名来場
7. 支出根拠法令名	南相馬市補助金交付要綱
8. 交付補助金額	2,000,000 円

イ 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
市 補 助 金	2,000,000	2,000,000	0	
入 場 料	0	94,000	94,000	チケット代 @1,000円×94名
合 計	2,000,000	2,094,000	94,000	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
報 償 費	420,000	320,350	△ 99,650	出演料 アルバイトスタッフ謝金
旅 費	60,000	35,000	△ 25,000	出演者宿泊費
需 用 費	360,000	383,500	23,500	デザイン費、映像制作費、 印刷費、資材費
役 務 費	100,000	50,000	△ 50,000	広告宣伝費
委 託 料	300,000	605,800	305,800	会場設営及び撤収費、音響 及び照明委託料
使用料及び賃借料	760,000	699,350	△ 60,650	銘醸館、朝日座、ポスター 額、DVDプレイヤー、モニ ター、音響機材
合 計	2,000,000	2,094,000	94,000	

収入支出差引残額 0 円

ウ 監査の結果

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、本団体の補助金に係る出納その他の事務については、その一部に下記のとおり改善を要する事項が認められました。今後は適正な事務処理を行ってください。

(ア) 補助金振込口座について

団体への補助金が個人名義口座へ振り込まれていました。単年度事業であることなどの理由から、現在は利用していない委員長個人口座の使用を実行委員会で決定され、また預金が残っている状態で補助金が受け入れられていました。債権者口座登録においては団体の住所、団体代表者名へ変更されていたものの、交付された補助金の収支を明確にするためにも、振込口座は団体名義とすることが望ましいと考えます。

③ 生涯学習講演会開催事業補助金

ア 補助金の名称及び事業の概要等

所 管 課 名	生涯学習課
1. 補助金等の名称	生涯学習講演会開催事業補助金
2. 交付団体名	南相馬市生涯学習講演会実行委員会
3. 対象事業の目的	生涯学習講演会実行委員会主催による復興と人材育成、生きる喜び・活力創出のため、生涯学習講演会を開催する。
4. 対象事業の内容	テーマ「南相馬市の未来を考える」 東日本大震災・原発事故以後の市の現状等をコントを交えて講演、パネルディスカッションを行いながら、今後の南相馬市の未来を考える機会として講演会を実施した。
5. 補助金等の 交付目的	当実行委員会のメンバーは、学校PTAの役員等が主であり、講演会での入場券を売りさばく収入源以外には収入がなく、事業の継続と発展、公益性のある団体に対して補助するものである。
6. 補助金等効果	南相馬市生涯学習講演会事業は、住民の福祉の向上及び広く住民を対象としているなどの公益性が認められ、住民ニーズや市として推進すべき事業と考えられ、補助金を交付して推進する。
7. 支出根拠法令名	南相馬市補助金等の交付に関する規則
8. 交付補助金額	800,000円

イ 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
市 補 助 金	800,000	800,000	0	
そ の 他	200,000	234,001	34,001	チケット販売 協力金 @500円×468枚 利息 1円
合 計	1,000,000	1,034,001	34,001	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
報 償 費	770,000	770,000	0	講師料金
旅 費	0	0	0	
消 耗 品 費	130,000	118,868	△ 11,132	消耗品費、看板代
食 糧 費	24,000	66,615	42,615	実行委員会お茶代、講師スタッフ弁当代、講師手土産代、菓子代、会議費
印 刷 製 本 費	39,000	43,780	4,780	ポスター・チラシ印刷代
役 務 費	37,000	34,738	△ 2,262	郵便料、クリーニング代、振込手数料
合 計	1,000,000	1,034,001	34,001	

収入支出差引残額 0 円

ウ 監査の結果

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、補助金交付額に変更は及ぼさないものの、下記のとおり改善を要する事項が認められました。今後は、適正な事務処理を行ってください。

(ア) 会計処理について

食糧費のうち、講演会開催反省会助成として20,000円が当該実行委員会へ会議費として支出されていました。助成内容としては、課題・反省点の洗い出し、次年度の委員長の決定などを行うため実行委員会事業の一環とされていましたが、酒類の提供を含む飲食代の一部に充てられていました。食糧費については、行政事務執行上直接的に必要とされる経費であること、また公費の支出であるという点からも、酒類の提供のある反省会に補助金を支出することは見直すべきと考えます。

(イ) 切手等の管理について

通知書発送等で使用している切手について受払管理簿の提出を求めたところ、作成されていませんでした。現金を取扱う際に現金出納簿を整備するのと同様、切手に関しても出納管理が容易にできるよう切手の受払簿を整備することが求められますので、本実行委員会についての事務は所管課職員が担っていることから、所管課は適正な管理をしてください。

(ウ) 確定通知書について

補助事業が完了すると、実績報告書が提出され、履行確認、実績確認をしたうえで補助金額を確定することとなりますが、確定通知書ではなく、交付決定通知書が添付されていた状態で確定の決裁を受けていました。

(エ) 交付申請時期について

交付申請及び交付決定が11月1日にされており、第5回実行委員会からの経費が補助対象となっています。第1回から第4回の実行委員会にかかる経費については補助対象期間外となっていますが、第5回実行委員会以降、委員会開催にあたっては切手を使用されていることから、第1回から第4回における切手等経費の負担や取扱いについて不明瞭となっています。

本補助事業において本来かかるべき経費であれば、第1回実行委員会から補助対象となるよう申請時期を早めるなど、補助金交付申請時期の見直しをすべきだと考えます。